

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株 式 会 社 イ ト ク ロ
代表取締役CEO 山 木 学
代表取締役COO 領 下 崇

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

＜ご来場自粛のお願い＞

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

・議長を含めすべての役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

・なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討うえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月26日（木曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午後2時
（受付開始時刻は、午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス4E
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第17期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.itokuro.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

ご出席を予定されている株主様におかれましては、マスクを着用してご来場を賜りますようお願い申しあげます。感染拡大防止の観点から、体調不良とお見受けした場合や、マスク着用等にご協力いただけない場合はご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低迷により厳しい状況が続いております。緊急事態宣言などの行動制限は解除され、景気に持ち直しの動きが期待されたものの、新たな変異株による感染者数の拡大や東欧情勢などの地政学的リスク、金融資本市場の変動などが国内経済に与える影響は不透明であり、注視し続ける必要があります。このような経済状況の中、当社では教育業界を主要業界としてメディアサービスを通じて企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当社が事業展開する主要マーケットの1つである教育業界では、個人向けを対象としたeラーニングや映像配信講座と個別指導を組み合わせた学習サービス、また難関校の進学に特化したサービスを提供する個別指導塾の増加、企業のグローバル化に合わせた語学学習ニーズの増加、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる集客の重要性のさらなる高まりやチラシやイベントにおける広告予算のWEBへの移行の加速等を背景に、効果的且つ効率的なマーケティング手法へのニーズの高まりにあわせ、インターネット広告への出稿比率が増加しております。

一方で新型コロナウイルスの影響に加え、学習塾ポータルサイト領域における競合他社がユーザー獲得のために広告出稿を強化したことで、学習塾業界におけるリスティング広告の入札競争が激化し、広告単価が高騰いたしました。こうした中で、当社は「塾ナビ」の圧倒的シェアを維持するために、広告宣伝費を計画に対して大幅に追加投下することといたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,955,996千円（前事業年度比7.3%減）、営業利益は△197,490千円（前年同期は1,306,755千円の営業利益）、経常利益は△202,547千円（前年同期は1,306,635千円の経常利益）、当期純利益は△337,107千円（前年同期は824,822千円の当期純利益）となりました。

② 設備投資の状況  
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。

(2) 重要な組織再編の状況  
該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第 14 期<br>(2019年10月期) | 第 15 期<br>(2020年10月期) | 第 16 期<br>(2021年10月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(2022年10月期) |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                            | 4,382,375             | 3,862,407             | 4,268,387             | 3,955,996                        |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                | 1,438,282             | 1,146,783             | 1,306,635             | △202,547                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(千円)<br>(△)          | 920,146               | 317,851               | 824,822               | △337,107                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円) | 44.00                 | 15.18                 | 39.39                 | △16.48                           |
| 総 資 産(千円)                            | 8,835,272             | 8,901,181             | 10,045,200            | 9,029,916                        |
| 純 資 産(千円)                            | 8,016,196             | 8,340,059             | 9,164,119             | 8,602,395                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                        | 382.26                | 397.67                | 437.05                | 419.76                           |

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりです。

##### ① 認知度の向上

当社の展開するインターネット・メディア事業は、認知度が十分あるとはいえません。教育サービス等を選ぶユーザーの皆様と、より良い教育サービスを提供しようとしているクライアント企業の皆様に対して、より有意義で安心なプラットフォームとして、より多くの方々にお使いいただけるよう、インターネット上での広告や他社の媒体との提携を継続的に行ってまいりましたが、さらなる認知度向上のためにこれらの施策の強化に積極的に取り組んでまいります。

##### ② システムのセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、今後も、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

##### ③ 経営管理体制の構築

当社が継続的な成長をコントロールし、ユーザーやクライアント企業の皆様に安定してサービスを提供し続けていくためには経営管理体制の充実・強化が重要であると認識しております。また、法令遵守に対する企業の社会的責任は重大であり、当社では多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益を上げていくとともに、コンプライアンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築にも取り組んでまいります。さらに、経営の透明性を高め、市場からの信頼を得られるよう、引き続き財務報告等の開示体制の強化に努めてまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低迷により厳しい状況が続いております。緊急事態宣言などの行動制限は解除され、景気に持ち直しの動きが期待されたものの、新たな変異株による感染者数の拡大など、依然として動向に注視を要する状況にあります。当社ではこうした市場動向に注視しつつ、社内外イベントの自粛・縮小、衛生管理の徹底等を実施することで、社内及び関係者間での感染予防や拡大防止に努めております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、不要不急の外出自粛やテレワークによるビジネス街への出勤人口の減少、さらに宴会など人数の多い会合を自粛する動きなど、人々の行動様式に変化をもたらしており、先行きの見通しが困難な状況が続きますが、引き続き上記をはじめとした対策・対応に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

| 事業区分           | 事業内容     |
|----------------|----------|
| インターネット・メディア事業 | メディアサービス |

(7) 主要な営業所 (2022年10月31日現在)

|    |             |
|----|-------------|
| 本社 | 東京都品川区      |
| 支社 | 大阪支社：大阪府大阪市 |

(8) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 137名 (43名) | 16名減 (2名増) | 32.5歳 | 4.5年   |

(注) 使用人数は、正社員のほか、契約社員を含み、( )内に臨時雇用者(アルバイト)の最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2022年10月31日現在）

- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数                | 90,000,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数<br>（うち自己株式の総数） | 22,680,000株<br>(2,392,821株) |
| (3) 株主数                     | 3,542名                      |
| (4) 大株主（上位10名）              |                             |

| 株 主 名                                                                                               | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 山 木 学                                                                                               | 12,401,100株 | 61.13%  |
| 株式会社日本カストディ銀行                                                                                       | 701,400     | 3.46    |
| 光 通 信 株 式 会 社                                                                                       | 564,900     | 2.78    |
| NORTHERN TRUST GLOBAL<br>SERVICES SE, LUXEMBOURG RE<br>NETHERLANDS CLIENTS LENDING<br>A C C O U N T | 500,000     | 2.46    |
| DBS BANK LTD. 700152                                                                                | 441,900     | 2.18    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                                                   | 332,444     | 1.64    |
| CREDIT SUISSE AG HONG KONG<br>T R U S T A / C C L I E N T                                           | 315,000     | 1.55    |
| 阪 田 和 弘                                                                                             | 314,000     | 1.55    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                                                     | 218,800     | 1.08    |
| K I A F U N D 1 3 6                                                                                 | 198,500     | 0.98    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,392,821株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2022年10月31日現在）

| 会社における地位   | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|------------|------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役      | 山木学  | CEO                                                     |
| 代表取締役      | 領下崇  | COO                                                     |
| 取締役（監査等委員） | 中安祐貴 | 株式会社みんせつ代表取締役<br>武士道アセットマネジメント株式会社監査役                   |
| 取締役（監査等委員） | 鈴木智也 | 光和総合法律事務所パートナー<br>弁護士<br>公益財団法人日本相撲連盟評議員                |
| 取締役（監査等委員） | 忍足大介 | 株式会社NTTドコモ アライアンス推進室長<br>株式会社グッドイートカンパニー代表取締役副社長COO兼CFO |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中安祐貴氏、鈴木智也氏、忍足大介氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、中安祐貴氏、鈴木智也氏、忍足大介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人3名を指名し、重要会議等への出席や、内部監査担当者との定期的なヒアリングを通じて情報収集を行い、監査等委員に随時連携する体制を取っているため、必ずしも、常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求をうけることによって生じる損害賠償請求は、上記保険契約により補填されます。なお、保険料につきましては全額当社負担としております。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬、賞与、社宅提供に係る非金銭報酬で構成されております。明確な業績連動報酬は採用しておりませんが、固定報酬の個人配分や賞与の支給の可否及びその額については、当社の業績や貢献度等を鑑みて決定するものとします。

#### (b) 固定報酬等並びに賞与等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定額を現金で支給することとし、役位や職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとします。また、当社の取締役の賞与の支給可否、支給時期及び支給額については、当社の業績や当社への貢献度等を総合的に勘案して決定するものとします。

#### (c) 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、社宅提供に係るものとします。取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的としており、提供する社宅は一般標準的なものであることを条件とし、当社が社宅として借り上げる賃借料と当社が取締役より徴収する社宅料の差額を金銭でない報酬といたします。

#### (d) 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬、賞与、社宅提供に係る非金銭報酬で構成されております。個人別の報酬に対するそれぞれの構成割合は、その客観性、妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合や報酬額の水準と比較検討を行い、当社の業績も踏まえた上で決定しております。



(e) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役山木学及び代表取締役領下崇がその具体的内容について委任をうけるものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内での各取締役の固定報酬の額及び賞与の支給可否、支給時期、支給額を、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み、社外取締役の助言、提言を踏まえ決定いたします。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                     | 報酬等の額                 | 報酬等の種類別の総額            |          |                | 員数         |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|----------------|------------|
|                         |                       | 固定報酬                  | 賞与       | 非金銭報酬等         |            |
| 取締役（監査等委員を除く。）          | 49,464千円              | 43,380千円              | －        | 6,084千円        | 2名         |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 8,550千円<br>(8,550千円)  | 8,550千円<br>(8,550千円)  | －<br>(－) | －<br>(－)       | 3名<br>(3名) |
| 合計<br>（うち社外取締役）         | 58,014千円<br>(8,550千円) | 51,930千円<br>(8,550千円) | －<br>(－) | 6,084千円<br>(－) | 5名<br>(3名) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年1月26日開催の第11回定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役の社宅提供に係る非金銭報酬限度額として、2018年1月24日開催の第12回定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。これらにおける当該株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも2名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年1月24日開催の第12回定時株主総会において、年額900万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役が3名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役中安祐貴氏は、株式会社みんせつの代表取締役、武士道アセットマネジメント株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役鈴木智也氏は、光和総合法律事務所のパートナー弁護士、公益財団法人日本相撲連盟評議員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役忍足大介氏は、株式会社NTTドコモのアライアンス推進室長、株式会社グッドイトカンパニーの代表取締役副社長COO兼CFOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                             |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 中安 祐貴 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回すべてに出席しております。<br>大手金融機関にて、証券アナリスト業務に長く携わった経験及びその見識に基づき、発言を行っております。         |
| 取締役 鈴木 智也 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回すべてに出席しております。<br>弁護士として、企業法務、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等について専門的見地から発言を行っております。 |
| 取締役 忍足 大介 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回すべてに出席しております。<br>大手金融機関にて、証券アナリスト業務に長く携わった経験及びその見識に基づき、発言を行っております。         |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 30,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社は、業務の適正を確保するための体制として、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」）を取締役会において決議しております。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

### ① 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の監視に加え、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、すべての代表取締役。以下本項において同じ。）の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

### ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部担当取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営管理部担当取締役を担当役員とし、経営管理部をリスク責任部門としております。また、経営管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締り

に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査担当者が監査業務に協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の取締役及び従業員の設置（地位や人数の設定を含む。）について、監査等委員会がそれを指定できるものとしております。

⑦ ⑥の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。
- (b) 監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。監査等委員である取締役は必要に応じていつでも取締役に對し報告を求めることができるものとします。

- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報規程において禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知しております。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

- ⑭ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社並びにその親会社及び子

会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。

(2) 当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・ 当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回の定例取締役会を開催しており、当事業年度においては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催しました。定例取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。
- ・ 当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を12回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人3名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。
- ・ コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度（ホットライン）を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。
- ・ 代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員会は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 8,440,569 | 流動負債     | 377,658   |
| 現金及び預金    | 7,648,672 | 買掛金      | 185,117   |
| 売掛金       | 331,108   | リース債務    | 2,847     |
| 前払費用      | 56,607    | 未払金      | 121,238   |
| その他       | 405,110   | 未払費用     | 6,437     |
| 貸倒引当金     | △928      | 未払法人税等   | 2,560     |
| 固定資産      | 589,346   | 契約負債     | 51,674    |
| 有形固定資産    | 187,258   | 預り金      | 5,586     |
| 建物        | 169,884   | その他      | 2,197     |
| 工具、器具及び備品 | 17,373    | 固定負債     | 49,862    |
| 無形固定資産    | 158,680   | 資産除去債務   | 35,217    |
| のれん       | 124,899   | リース債務    | 6,644     |
| ソフトウェア    | 33,780    | その他      | 8,000     |
| 投資その他の資産  | 243,408   | 負債合計     | 427,521   |
| 敷金及び保証金   | 140,237   | (純資産の部)  |           |
| 長期前払費用    | 6,337     | 株主資本     | 8,515,810 |
| 繰延税金資産    | 96,833    | 資本金      | 30,000    |
|           |           | 資本剰余金    | 2,633,859 |
|           |           | その他資本剰余金 | 2,633,859 |
|           |           | 利益剰余金    | 6,184,374 |
|           |           | その他利益剰余金 | 6,184,374 |
|           |           | 繰越利益剰余金  | 6,184,374 |
|           |           | 自己株式     | △332,423  |
|           |           | 新株予約権    | 86,584    |
|           |           | 純資産合計    | 8,602,395 |
| 資産合計      | 9,029,916 | 負債純資産合計  | 9,029,916 |



# 損 益 計 算 書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 3,955,996 |
| 売 上 原 価                 |         | 464,616   |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,491,380 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 3,688,870 |
| 営 業 損 失                 |         | 197,490   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 398     |           |
| 受 取 手 数 料               | 78      |           |
| そ の 他                   | 5       | 482       |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 115     |           |
| 支 払 手 数 料               | 1,204   |           |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損         | 4,050   |           |
| 為 替 差 損                 | 169     | 5,539     |
| 経 常 損 失                 |         | 202,547   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 新 株 予 約 権 消 却 益         | 9,954   | 9,954     |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 5,045   |           |
| 減 損 損 失                 | 154,921 | 159,966   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 352,559   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,120   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △20,571 | △15,451   |
| 当 期 純 損 失               |         | 337,107   |

## 株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |                    |                  |                                        |                  |          |             |
|-----------------------------|---------|--------------------|------------------|----------------------------------------|------------------|----------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金          |                  | 利 益 剰 余 金                              |                  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
|                             |         | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |             |
| 当 期 首 残 高                   | 30,000  | 2,633,859          | 2,633,859        | 6,521,482                              | 6,521,482        | △32,430  | 9,152,912   |
| 当 期 変 動 額                   |         |                    |                  |                                        |                  |          |             |
| 当 期 純 損 失                   |         |                    |                  | △337,107                               | △337,107         |          | △337,107    |
| 自己株式の取得                     |         |                    |                  |                                        |                  | △299,993 | △299,993    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |                    |                  |                                        |                  |          |             |
| 当期変動額合計                     | －       | －                  | －                | △337,107                               | △337,107         | △299,993 | △637,101    |
| 当 期 末 残 高                   | 30,000  | 2,633,859          | 2,633,859        | 6,184,374                              | 6,184,374        | △332,423 | 8,515,810   |

|                             | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 当 期 首 残 高                   | 11,207 | 9,164,119 |
| 当 期 変 動 額                   |        |           |
| 当 期 純 損 失                   |        | △337,107  |
| 自己株式の取得                     |        | △299,993  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | 75,376 | 75,376    |
| 当期変動額合計                     | 75,376 | △561,724  |
| 当 期 末 残 高                   | 86,584 | 8,602,395 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

|                      |                                                                                                                         |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法によっております。<br>ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 10年～15年<br>工具、器具及び備品 5年～8年 |
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法によっております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。                                                          |
| リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                     |

#### (2) 引当金の計上基準

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|

#### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、ユーザーが、当社のポータルサイトを経由してクライアント企業へ問い合わせや資料請求等を行い、その成果に応じて報酬をいただく成果報酬型の課金システムを主要ポータルサイトにおいて採用しております。当社のポータルサイトを経由し

てユーザーをクライアント企業へ送客（問い合わせや資料請求）することを履行義務として認識しており、送客した時点で収益を認識しております。この成果報酬収入における資料請求について、期末日時点で無効と見積られる対価を前事業年度の実績をもとに一定の割合で見積り、売上高から控除しております。

また、ポータルサイト内に掲載する教室情報やクライアント指定のホームページ等へ遷移するバナー等について、契約条件に応じて一定期間掲載し、報酬をいただく掲載課金型のシステムを採用しております。クライアント企業と締結した契約条件に基づき、当社のポータルサイトに一定期間教室情報やバナー等を掲載することを履行義務として認識しており、契約条件に基づく掲載期間に応じて収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高、当事業年度の損益に与える影響はありません。

成果報酬収入における資料請求について、期末日時点で無効と見積られる対価を返金負債として計上し、流動負債のその他に含めて表示していた前受金を契約負債として計上しております。また、返金負債は流動負債のその他に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、時価算定会計基準等の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 重要な会計上の見積り

のれん

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|      |           |
|------|-----------|
| のれん  | 124,899千円 |
| 減損損失 | 154,921千円 |

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積り額の総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

当事業年度においては、株式会社センジュの企業結合時に認識したのれんについて、市場環境の変化や、2022年10月期において当初想定よりも新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴い、営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みであることから、当該資産の回収可能価額を零として減損損失を計上しております。

### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りについては、経営者によって承認された事業計画に基づいております。

当該事業計画は直近の事業計画達成状況や事業を取り巻く経営環境、及び市場の動向などにに基づき策定された翌会計年度の事業計画などを基礎として算出しております。

事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの主要な仮定は売上高の成長率であり、サイト訪問者数やコンバージョンレートを勘案しております。

### ③ 重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

事業戦略や市場環境、新型コロナウイルス感染症の影響の変化により、売上高の成長率の見直しが必要となった場合に、翌事業年度の計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

### (耐用年数の変更)

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、オフィス最適化を図るため本社オフィスの減床に関する決議をいたしました。これにより、本社オフィスの減床に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、2022年9月末までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び割引前当期純利益はそれぞれ53,502千円減少しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

62,411千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 22,680,000株 |
|------|-------------|
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,392,821株 |
|------|------------|
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等  
該当事項はありません。
  - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 341,120株 |
|------|----------|

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。
  - ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク  
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金の支払期日は、1年以内であります。
  - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (7) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
- 当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。
- (4) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
- 当社は、各グループからの報告に基づき、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヶ月相当に維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

敷金及び保証金、リース債務については重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産                |           |
|-----------------------|-----------|
| 未払金                   | 32,962千円  |
| 減価償却超過額               | 983千円     |
| 資産除去債務                | 12,185千円  |
| 税務上の繰越欠損金             | 66,920千円  |
| その他                   | 4,641千円   |
| 繰延税金資産小計              | 117,693千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △12,185千円 |
| 繰延税金資産合計              | 105,508千円 |
| 繰延税金負債                |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | 8,674千円   |
| 繰延税金負債合計              | 8,674千円   |
| 繰延税金資産の純額             | 96,833千円  |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、インターネット・メディア事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

|                    | 当事業年度<br>(自 2021年11月1日<br>至 2022年10月31日) |
|--------------------|------------------------------------------|
| 一時点で移転されるサービス      | 3,466,106                                |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | 489,889                                  |
| 顧客との契約から生じる収益      | 3,955,996                                |
| その他の収益             | —                                        |
| 外部顧客への売上高          | 3,955,996                                |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識す



ると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 当事業年度  |
|------------|--------|
| 契約負債(期首残高) | 52,390 |
| 契約負債(期末残高) | 51,674 |

契約負債は、パナー等の掲載を継続して行う役務の提供の契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は52,390千円です。また、当事業年度における契約負債に重要な増減はありません。

過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額は軽微であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 419円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △16円48銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

株式会社イトクロ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小野木 幹久

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 馬野 隆一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトクロの2021年11月1日から2022年10月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び大阪支社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月16日

株式会社イトクロ 監査等委員会

監査等委員 中 安 祐 貴 ⑩

監査等委員 鈴 木 智 也 ⑩

監査等委員 忍 足 大 介 ⑩

(注) 監査等委員中安祐貴、鈴木智也及び忍足大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                           | 変 更 案        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>（削 除）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| (新 設)   | <p>(附 則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</p>                                                                                                                                    |
| (新 設)   | <p>1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>                          |



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役候補者の選定は、当社の企業価値向上に貢献できる豊富な経験と知見を有し、かつ、広い視野と先見性をもってグローバルに経営の意思決定を行うことができるような構成とすることを基本方針としております。つきましては、取締役会の機能及び経営体制の一層の強化を図るため、取締役3名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

| 候補者<br>番号 | ふ り が た<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | やま き まなぶ<br>山 木 学<br>(1978年1月17日)<br>(再任)     | 2002年4月 株式会社リクルート入社<br>2004年4月 株式会社カカコム入社<br>2006年12月 当社取締役就任<br>2009年4月 当社代表取締役就任<br>2015年11月 当社代表取締役CEO就任（現任）                                                                                       | 12,401,100株       |
| 2         | りょう した たかし<br>領 下 崇<br>(1977年10月9日)<br>(再任)   | 2002年4月 株式会社トライグループ入社<br>2008年2月 当社入社<br>2014年1月 当社取締役事業本部長就任<br>2015年11月 当社代表取締役COO就任（現任）                                                                                                            | 68,000株           |
| 3         | さ とう だい すけ<br>佐 藤 大 輔<br>(1977年10月7日)<br>(新任) | 2002年4月 株式会社ジェイティービー（現株式会社JTB）入社<br>2006年12月 株式会社大原出版入社<br>2008年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2015年8月 当社入社<br>2017年11月 当社執行役員就任<br>2019年3月 THECOO株式会社 社外監査役（現任）<br>2020年11月 当社執行役員CFO経営管理本部長就任（現任） | 700株              |
| 4         | すず き ま さと<br>鈴 木 真 諭<br>(1976年11月9日)<br>(新任)  | 2002年4月 株式会社カカコム入社<br>2017年7月 当社入社<br>2017年11月 当社執行役員就任<br>2020年11月 当社執行役員CTO開発本部長就任（現任）                                                                                                              | 20株               |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | たなはし しん ひち<br>棚橋新七<br>(1984年5月23日)<br><br>(新任) | 2009年4月 当社入社<br>2017年11月 当社執行役員就任<br>2020年11月 当社執行役員CMO第二メディア事業本部長就任(現任) | 一株         |

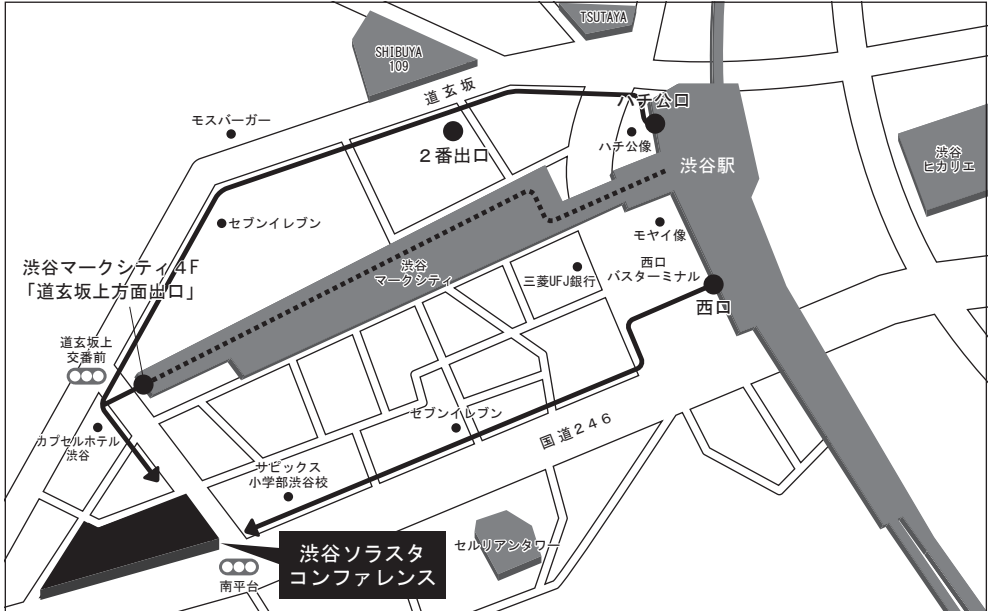
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山木学氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. (1) 山木学氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してきたこと及びインターネットメディア業界における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。
- (2) 領下崇氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役として、当社サービスの柱となる教育メディアサービスを牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び教育業界における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。
- (3) 佐藤大輔氏を取締役候補者とした理由は、当社執行役員CFO経営管理本部長として当社におけるより充実した経営管理体制の構築を推進し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び公認会計士として財務及び会計における専門的な知識と経験を有していることから、取締役候補者となりました。
- (4) 鈴木真諭氏を取締役候補者とした理由は、当社執行役員CTO開発本部長として当社サービスの基盤となるシステム開発を中心に事業成長を牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及びITサービス全般における専門的な知識と経験を有していることから、取締役候補者となりました。
- (5) 棚橋新七氏を取締役候補者とした理由は、当社執行役員CMO第二メディア事業本部長として、当社サービスの柱となる教育メディアサービスを牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び当社の提供するサービスに精通し事業開発及びメディア運営に関する専門的な知識と経験を有していることから、取締役候補者となりました。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告8ページに記載のとおりです。当該契約の被保険者の範囲は取締役(監査等委員である者を除く)、監査等委員である取締役となっております。山木学氏、領下崇氏は既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、佐藤大輔氏、鈴木真諭氏、棚橋新七氏については、本議案が承認可決された場合、新たに当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も同様の内容で更新することを予定しております。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階  
渋谷ソラスタコンファレンス4E  
03-5784-2604



交通：

渋谷駅西口から 徒歩6分

渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分

渋谷駅ハチ公口から 道玄坂経由 徒歩7分

- ・株主総会会場における、お土産の配布はございませんので、あらかじめ、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・公共交通機関等をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・感染拡大の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.itokuro.jp/ir/>